

「令和4年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する意見・情報の
募集結果について

1. 実施期間 令和4年2月18日～令和4年3月19日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 5通

4. いただいた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
1	<p>細かなことで申し訳ありません。</p> <p>P. 12 別紙1「令和4年度における企画等専門調査会調査審議スケジュールの」3段目の月が「令和4年1月」となっていますが、「令和5年1月」ではないでしょうか。ご確認お願いいたします。</p>	<p>御指摘を踏まえ修正しました。</p>
2	<p>第3食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドライン等の策定 について</p> <p>本年度の重点事項として遺伝子組換え食品等について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の改正を検討いただけるとのこと、支持します。</p> <p>貴委員会が設置された2003年以降、120件以上の組換え技術応用食品添加物の食品健康影響評価で得られた知見及び国際的な動向等を踏まえ、最終食品へのリスク影響をより一層科学的に適切に考慮いただき、効率的な評価となるような基準ご策定を望みます。</p>	<p>遺伝子組換え食品等の評価基準については、これまでの評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえて、今後、着実に検討を進めて参ります。</p>

3	<p>事業運営方針で、「国民の健康の保護を最優先に」と掲げているが、内容は違う。</p> <p>食品健康影響評価は、早期にあるいは標準処理期間内に終わることを第一に掲げている。</p> <p>「リスクを慎重に見極めて、疑わしきは認めない姿勢で、それにより時間がかかるのはやむを得ない」という姿勢を貫くべき。</p>	<p>食品安全委員会では、食品安全基本法に基づき、国民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識のもと、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正にリスク評価を行っています。</p> <p>リスク評価においては、リスク管理機関からの評価要請に応じて、計画的・効率的な調査審議を行うこととしておりますが、具体的な調査審議に当たっては、個別の試験結果について、試験条件、試験結果等のデータの科学的な信頼性を確認し、必要な場合は追加の資料提出や試験実施を求めるなど、十分な審議により評価を行っています。</p>
	<p>・重点事項として、遺伝子組換え食品の評価基準の見直しを掲げている。現在の評価基準は平成16年のもので、20年近く経っているので、甘々に変えようとしているのですが、少なくとも、国民のアレルギー疾患は相当増えている。その原因の一つとして遺伝子組換え食品の影響が否定できない限り、基準は緩まることはあり得ない。</p>	<p>今回の遺伝子組換え食品等の評価基準の見直しは、これまでの評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえて改訂を行うものであり、今後、専門調査会において十分に調査審議をして参ります。</p>
	<p>・「リスクコミュニケーション」については、名前とは縁遠い内容（委員会等がしっかりと健康リスクの検証をしているので、残留農薬等の健康リスクは心配ないですよ）で、自らの業務（甘々で企業側の申請を認める）の正当性や企業側が残留農薬・添加物・遺伝子組換え食品等売りやすくする広報と化さないよう、「国民の健康の保護を最優先に」した姿勢を貫くべき。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行うとともに、これらのプロセスの透明性を確保しつつ、リスクコミュニケーションを行っています。引き続き、</p>

		丁寧なリスクコミュニケーションに取り組んでまいります。
4	<p>参考資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「項目欄」について： 令和3年度運営計画についての項目欄の記載が漏れていると思います。 	<p>本資料は、本文について前年度からの変更部分が分かるよう参考として添付したものです。項目欄が毎年大きく変わるものでないことを踏まえ、閲覧性の観点からこのような記載・体裁にしております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ページの令和4年度運営計画欄の(2)の2行目「改訂」と、同欄の下線部の5行目「改正」との違いは、何を意味しているのか？ 	<p>「改訂」は、書物などの内容に手を加えてただすという意味に用いられるのに対し、「改正」は法令を改める場合に使用されず。</p> <p>評価指針は、その性質が法令に近いことを踏まえ、該当箇所は「改正」に修正しました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ページの令和4年度運営計画欄の下線部の6行目「見直しの要否」について： 不断の見直しは必要ではないのか？ その結果が改正、改訂の要否で分かれることがあるにしても。 	<p>御意見として承りました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページの令和4年度運営計画欄の下線部の2行目「知見」は「科学的知見」のほうがよいと思います。他の箇所の例と同様に。 	<p>御指摘を踏まえ修正しました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページの令和4年度運営計画欄の下線部の3行目、4行目の「食品安全委員会決定」は「委員会決定」のほうがよいと思います。同欄の第3(2)の2行目の例と同様に。 	<p>御指摘の箇所は、いずれも委員会決定が行われた日時を明記することにより文書を特定するもので、一般的な法令番号に準ずるものです。このため、該当箇所は委員会の正式名称を記載するのがふさわしいので、御指摘を踏まえ、「食品安全委員会決定」に統一しました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページの令和4年度運営計画欄の下線部の4行目「改正」と、4ページの令和4年度 	<p>「改訂」は、書物などの内容に手を加えてただすという意味に</p>

<p>運営計画欄の下線部の2行目「改訂」との違いは、何を意味しているのか？</p>	<p>用いられるのに対し、「改正」は法令を改める場合に使用されま す。 評価指針は、その性質が法令 に近いことを踏まえ、該当箇所 は「改正」に修正しました。</p>
<p>・7ページの令和4年度運営計画欄の下線部の1行目の文頭のインデントの位置が不 当であると思います。（一字下げが適 当ではないか。）</p>	<p>御指摘を踏まえ修正しまし た。</p>
<p>5</p> <p>1. 2022 年度予定している遺伝子組み換え食 品等の評価ガイドラインの見直しを着実に進 めてください。加えて整備されていない分野 の評価ガイドラインを速やかに作成してくだ さい。 [第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイド ライン等の策定] に関して リスク評価実施にあたり、評価ガイドライ ンは重要です。遺伝子組み換え農作物の栽培面 積は世界的に年々増加しています。遺伝子組 み換え食品の評価ガイドラインの見直しが 着実に進められることを期待します。 また、評価ガイドラインが未策定の「アレル ゲン」などについても検討をお願いしま す。</p>	<p>遺伝子組み換え食品等の評価基 準については、これまでの評価 で得られた科学的知見及び国際 的な動向等を踏まえて、今後、着 実に検討を進めて参ります。 アレルゲンを含む食品につい ては、科学的知見が豊富な卵を 対象とし、令和3年6月に評価 書を取りまとめ、現在のアレル ゲンを含む食品に関する表示制 度はおおむね妥当と判断しまし た。 また、現段階では科学的な評 価を行うために十分な科学的知 見が整った状況ではないことが 明らかになり、卵以外のアレル ゲンを含む食品については、得 られている情報を取りまとめて 令和4年度以降公表することと しました。 引き続き、科学的知見の集積 に努め、食品健康影響評価を行 うために必要な新たな科学的知 見が得られた際にはその必要 性を検討いたします。</p>

<p>2. 過去に食品添加物に指定されたもののうち、安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。リスク管理機関である厚生労働省と協議を行い、定期的な再評価の仕組みや優先順位の設定などを検討してください。</p> <p>【第3 食品健康影響評価の実施 3「自ら評価」を行う案件の推進】に関して</p> <p>食品安全基本法が制定され、貴委員会が発足して以降、食品添加物の指定に関して適切にリスク評価が行われ、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性評価が不十分なものも存在します。</p> <p>2021年度から開始された農薬の再評価制度のように、食品添加物についても国内外の最新の科学的知見を収集し、定期的に優先順位を設定したうえで、適切に評価するという一連の仕組みの構築を厚生労働省と協議してください。</p> <p>食品添加物の基準や規格を定める役割は厚生労働省ですが、厚生労働省からの要請に基づき実施する評価だけでなく、食品安全委員会が自ら評価し、この対応を進めることは可能だと考えます。積極的な取り組みを要望します。</p>	<p>食品添加物の安全の確保については、食品添加物の基準や規格を定めている厚生労働省において危害情報を収集・分析した上で、リスク管理の在り方を検討すべきものです。頂いた御意見については、厚生労働省にお伝えいたします。</p> <p>厚生労働省が食品添加物の規格・基準を設定・変更しようとする際には、食品安全委員会は科学的な視点から食品健康影響評価を行います。</p>
<p>3. 引き続きリスクコミュニケーションの充実を図り、国民が食品安全委員会をより身近に感じ、正しい情報を確実に得られるような工夫を行ってください。特に、いわゆる「健康食品」については消費者のリテラシー向上のための取り組みをお願いします。</p> <p>【第1 令和4年度における委員会の運営の重点事項（2）重点事項</p>	<p>いわゆる「健康食品」につきましても、令和3年度は、YouTubeの動画を作成したほか、自治体との共催でリスクコミュニケーションを行いました。令和4年度についても、機会を捉えて取り組んでまいります。</p>

②【リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

2022 年度運営計画（案）では、公式 SNS 等に Twitter が追加され、引き続きリスクコミュニケーションにおけるデジタル化が進んでいます。一方で、食品安全は幅広い年代層の消費者が感心を持っています。デジタルを活用していない消費者とも引き続きリスクコミュニケーションが図れるよう、従来の情報源も踏まえて選択肢を増やすよう一層の努力を求めます。引き続き重点テーマは「農薬」と示されました。この間、ネオニコチノイド系農薬やグリホサートについて、国民の関心が高まっている状況を踏まえ、整理された情報が貴委員会から周知されることを期待します。

また、いわゆる「健康食品」についても、理解を広げることが求められています。消費者の周りには、機能性表示食品をはじめとする多種多様な「健康食品」が存在し、幅広い世代が気軽に摂取しています。一方で、消費者は「健康食品」の正しい使い方やそのリスクについて学ぶ機会が少なく、十分に理解しないまま摂取し、健康被害が発生しています。一つでも多くの健康被害を減らすため、貴委員会の公式ホームページや SNS 等も活用し、分かりやすく丁寧なリスクコミュニケーションを行ってください。

特に「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者にとって有用な情報であり、広く周知されるべきです。この報告書やメッセージに関する冊子や情報の認知度の向上に努めてください。また、必要に応じて、厚労省、消費者庁、地方自治体や消費者団体等と連携を図り、重点的に進めてください。

デジタルを活用していない消費者とのコミュニケーションについては、新聞、テレビ、ラジオ等で食品安全に関する情報を発信していただけるよう、報道関係者に対して戦略的に情報を提供していくほか、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、対面も含めた意見交換会の開催を検討してまいります。

「農薬」については、ご指摘も踏まえ、リスクコミュニケーションに積極的に取り組んでまいります。

※いただいたものをそのまま掲載しています。

5. いただいた意見・情報を踏まえた修正箇所

修正箇所※	食品安全委員会 第 853 回会合資料 (変更後)	食品安全委員会 第 847 回会合資料 (変更前)
2 頁 第 1 (2) ①	食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、 <u>評価指針の改正</u> の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。	食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、 <u>評価指針の改訂</u> の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。
2 頁 第 1 (2) ①a.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた<u>科学的知見</u>及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日 食品安全委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 16 年 3 月 25 日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた<u>知見</u>及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日 食品安全委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 16 年 3 月 25 日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。
3 頁 第 1 (2) ③.	「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成 22 年 12 月 16 日 <u>食品安全委員会決定</u> （令和元年 8 月 27 日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う	「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成 22 年 12 月 16 日 <u>委員会決定</u> （令和元年 8 月 27 日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う
4 頁 第 3 の 1 (2) .	「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成 21 年 7 月 16 日 <u>食品安全委員会決定</u> ）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き 1 年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。	「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成 21 年 7 月 16 日 <u>委員会決定</u> ）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き 1 年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

<p>4 頁 第 3 の 2 .</p>	<p>(前略)</p> <p>本年度においては、遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた<u>科学的知見</u>及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成16年1月29日 食品安全委員会決定)及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日 食品安全委員会決定)の改正を検討する。</p> <p>ベンチマークドーズ法について、ベイズ統計学に基づく手法の導入についての国際的な動向を踏まえて、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕」(令和元年10月29日 食品安全委員会決定)の<u>改正</u>を検討する。また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。</p>	<p>(前略)</p> <p>本年度においては、遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた<u>知見</u>及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成16年1月29日 食品安全委員会決定)及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日 食品安全委員会決定)の改正を検討する。</p> <p>ベンチマークドーズ法について、ベイズ統計学に基づく手法の導入についての国際的な動向を踏まえて、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕」(令和元年10月29日 食品安全委員会決定)の<u>改訂</u>を検討する。また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。</p>
<p>5 頁 第 3 の 3 (1) .</p>	<p>(本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日 <u>食品安全委員会決定</u>)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日 <u>食品安全委員会決定</u>)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p>	<p>本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日 <u>委員会決定</u>)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日 <u>委員会決定</u>)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p>
<p>11 頁 第 7 の 1</p>	<p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成1</p>	<p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成1</p>

	<p>7年4月21日<u>食品安全委員会決定</u>。以下「<u>指針</u>」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。</p>	<p>7年4月21日<u>委員会決定</u>。以下「<u>指針</u>」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。</p>
--	---	---

※修正箇所は、第 853 回会合資料における頁等